

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案
要綱

才一 何人も、学校教育法（昭和二十二年法律才二十六号）才一条に規定する学校の職員を主たる構成員とする団体又はその連合体の組織を通じ、又は活動を利用し、義務教育諸学校の教育職員に対し、その勤務する義務教育諸学校の児童又は生徒に対し、教育基本法（昭和二十二年法律才二十五号）才八条才二項の規定により禁止される政治教育を行うことを教唆し、又はせしめ動してはならないものとする。

才二 前項の規定に違反した者について相当の罰則を規定すること。

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律
(この法律の目的)

第一条 この法律は、教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の精神に基き、義務教育諸学校における教育を党派的勢力の不当な影響又は支配から守り、もつて義務教育の政治的中立を確保するとともに、これに従事する教育職員の自主性を擁護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部をいう。

3 この法律において「教育職員」とは、校長（盲学校、ろう学校又は養護学校の小学部又は中学部にあつては、当該部の属する盲学校、ろう学校又は養護学校の校長とする。）、教諭、助教諭又は講師を

いう。

(特定の政党を支持させる等の教育の教唆及びせ、ん、動の禁止)

第三条 何人も、教育を利用し、特定の政党その他の政治的団体（以下「特定の政党等」という。）の政治的勢力の伸長又は減退に資する目的をもつて、学校教育法に規定する学校の職員を主たる構成員とする団体又はその団体を主たる構成員とする団体の組織又は活動を利用し、義務教育諸学校に勤務する教育職員に対し、これらの者が、義務教育諸学校の見習又は生徒に対して、特定の政党等を支持させ、又はこれに反対させる教育を行うことを教唆し、又はせ、ん、動してはならない。

2 前項の特定の政党等を支持させ、又はこれに反対させる教育には、良識ある公民たるに必要な政治的教養を与えるに必要な限度をこえて、特定の政党等を支持し、又はこれに反対するに至らしめるに足る教育を含むものとする。

(罰則)

第四條 前條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三萬円以下の罰金に処する。

(処罰の請求)

第五條 前條の罪は、当該教育職員が勤務する義務教育諸学校の設置者の區別に依じ、左の各号に掲げるものの請求を待つて論ずる。

一 国立の義務教育諸学校にあつては、当該学校が附屬して設置される国立大学（当該学校が国立大学の学部 に附屬して設置される場合には、当該国立大学）の学長

二 公立の義務教育諸学校にあつては、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（当該地方公共団体が特別区である場合には、都の教育委員会、地方公共団体の組合であつてこれに教育委員会が置かれていないものである場合には、当該学校を所管するその

執行機關

三 私立の義務教育諸学校にあつては、当該学校を所轄する都道府県知事

2 前項の請求の手續は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

義務教育諸学校における教育を党派的勢力の不当な影響又は支配から守り、もつて義務教育の政治的中立を確保するとともに、これに従事する教育職員の自主性を擁護する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

教育公務員特例法の一部を改正する法律案要綱

公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、地方公務員
法第三十六条の規定にかかわらず、国立学校の教育公務員の例による
ものとする。

教育公務員特例法の一部を改正する法律案要綱

公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、地方公務員
法第三十六条の規定にかかわらず、国立学校の教育公務員の例による
ものとする。